

## 教員免許更新制について

平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されました。  
教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

### 【教員免許状の有効期間について】

免許状所持者は「旧免許状所持者」と「新免許状所持者」のいずれかに分類されます。  
新免許状所持者と旧免許状所持者で、更新時期が異なりますのでご注意ください。

#### ○旧免許状所持者（平成 21 年 3 月 31 日以前に最初の免許状を取得した者）

旧免許状を 1 枚でも所持する場合、平成 21 年 4 月 1 日以降に新たな教員免許状を取得した場合でも、旧免許状となります。（新免許状と旧免許状を両方持つということはありません。）  
生年月日により 10 のグループに分かれて 1 回目の更新講習を受講することとなっています。

※例外として、平成 21 年 3 月 31 日以前に栄養教諭免許状を授与された場合は、当該栄養教諭免許状の授与年月日によって修了確認期限が定められています。

##### <受講期間>

修了確認期限の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間。この 2 年間の間に、30 時間以上の必要な更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行う必要があります。

##### <更新手続を行わなかった場合>

受講義務者に該当する場合、修了確認期限をもって教員免許状は全て失効します。その場合、教員免許状授与に必要な所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講・修了することで、教員免許状を再度授与されることができません。

受講義務者に該当しない場合は、教員免許状は失効することはありません。免許状の効力は眠った状態（＝休眠状態）となります。この場合、教員として勤務するためには、更新講習を受講・修了し、回復の申請を行うことにより、免許状の効力を回復する必要があります。

#### ○新免許状所持者（平成 21 年 4 月 1 日以降に最初の免許状を取得した者）

「有効期間の満了の日」は、所要資格の取得から 10 年後の年度末で、免許状に記載されています。平成 21 年度に所要資格（主に平成 21 年度新卒者）を得た者の場合、平成 30 年 2 月から更新講習の受講が可能となり、平成 32 年 3 月 31 日が「有効期間の満了の日」です。

※なお、平成 21 年度以前に所要資格を得ていた方の場合、平成 32 年 3 月 31 日以前に有効期間の満了日を迎える場合がありますので御注意ください。

##### <受講期間>

有効期間の満了の日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間。この 2 年間の間に、30 時間以上の必要な更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行う必要があります。

##### <手続期間>

有効期間の満了の日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間（受講期間に同じ）。

##### <更新手続を行わなかった場合>

現職、非現職にかかわらず、有効期間の満了の日をもって、教員免許状は失効します。その場合、教員免許状授与に必要な所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講・修了することで、教員免許状を再度授与されることができません。

## 【免除、延期（延長）等の手続について】

### ●更新講習の免除申請について

受講義務者のうち下記の免除対象に該当する方が、更新講習の受講免除の認定を免許管理者に申請するものです。

申請期間は、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2年2ヶ月前から修了確認期限の2ヶ月前までの間です（受講期間に同じ）。

下記1又は2の免除事由により申請する場合は、申請時点において、免除対象の職に就いている方が対象となります。

#### 【免除対象者】

##### 1. 学校で勤務する

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭

##### 2. その他の者

指導主事、社会教育主事、教員出身の教育委員会職員、教員出身の地方公共団体職員（学校教育又は社会教育の専門的指導業務等に従事する者）、教員出身の香川大学職員（准教授）、学校法人の理事

##### 3. 文部科学大臣表彰又は教育実践優秀表彰を受けた者で県教育長が認める者

※優秀教員表彰の受賞による免除申請については、個別に各表彰内容を確認する必要があります。免除が認定されない場合も想定し、早期に、香川県教育委員会義務教育課免許担当まで事前照会してください。

#### 《優秀教員表彰の受賞により免除を受けられる場合》

1. 文部科学大臣表彰又は教育実践優秀表彰を受けた者であって、
2. 10年以内にされた個人の表彰のうち、
3. 県教育長が認めるもの

●表彰内容が教員免許に関する知識技能を評価（学校の学習指導、生徒指導等で特に顕著な功績）したものであることが必要であり、部活動の競技成績のみに基づく表彰や永年勤続表彰などは該当しない。>

●申請時点で、申請者が最新の知識技能を十分に有していること。

※免除対象者に該当するかどうかの確認など、ご不明の点については、申請書類の作成前に、香川県教育委員会義務教育課教員免許担当までご照会ください。

### ●修了確認期限（有効期間）の延期（延長）申請について

受講義務者のうち下記の延期事由に該当する方が、修了確認期限の延期（有効期間の延長）の認定を免許管理者に申請するものです。

申請期間は、修了確認期限の2ヶ月前の日までです（受講期間の最終日に同じ）。

#### 【延期（延長）事由】

1. 指導改善研修中であること。（※指導改善研修中の者は受講できません。）
2. 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

3. 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
4. 海外在留邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
5. 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
6. 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること。（取得しようとする専修免許状の基礎免許状（有することを必要とされる免許状）を有している者に限る。）
7. 教育職員として任命・雇用された日から修了確認期限までの期間が2年2月未満であること。
8. 上記の他、免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。  
（旧免許状所持者のみ）
9. 修了確認期限が最新免許状の授与日の翌日から起算し10年を超えないこと。  
（→最新免許状の授与日から10年以内の範囲で延期が可能）

※延期（延長）事由に該当するかどうかの確認など、ご不明の点については、申請書類の作成前に、香川県教育委員会義務教育課教員免許担当までご照会ください。

### 【受講義務等一覧】

身分		受講できる者	受講義務のある者	免除対象者 (必ず免除の申請が必要)		延長可能な者 (延長事由がある場合に限る)	
		新免許状所持者・旧免許状所持者共通	旧免許状所持者のみ	新免許状所持者	旧免許状所持者	新免許状所持者	旧免許状所持者
学校で勤務する者	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭	○	○	○	○	○	○
	主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭	○	○	○	○	○	○
	教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常勤・非常勤)	○	○	※	※	○	○
	栄養教諭	○	○	※	※	○	○
	実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(保健師、養護士、看護士等。常勤者に限る)	○	×	※	×	○	×
教員として勤務する可能性がある者	学校事務職員、技術職員、学校用務員、司書教諭資格を持つ図書館事務職員、特別支援学校の介助者)	×	×	×	×	×	×
	教員採用内定者	○	×	※	×	×	×
	過去に校長、副校長、教頭又は教育職員であった者で、教育職員になることを希望する者	○	×	※	×	×	×
	認定こども園(幼保連携型以外)に勤務する保育士	○	×	※	×	×	×
	認可保育所の保育士及び幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	○	×	※	×	×	×
学校に準ずる教育を行っている機関で勤務する者	教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者	○	×	※	×	×	×
	大学入学資格を認められた専修学校の高等課程の教員	○	×	※	×	○	×
	少年院の教科の担当教員	○	×	※	×	○	×
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科の教員	独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科の教員	○	×	※	×	○	×

- 本表のほか、国、教育委員会、地方公共団体、独立行政法人、学校法人等の職員で免許管理者が定める者が該当する場合もある。
- 教育職員とは、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(常勤・非常勤)を指す。
- ※の者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合のみ、免除が認められる。
  - (1)有効期間の満了の日又は修了確認期限の10年～2か月前までの期間内に免許管理者が定める表彰等を受けた者
  - (2)有効期間の満了の日又は修了確認期限の2年2か月前までの2年間の間に更新講習の講師を務めた者

## 【更新講習のしくみ】

1. 所定の受講期間の内に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了します。受講に際しては、更新講習の開設状況を確認し、各人で、希望する更新講習の開設者に申し込みます。

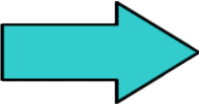
### 免許状更新講習の改善に関する改正（平成28年4月1日施行）※経過措置があります

「教員免許更新制度の改善について」（平成26年3月18日 教員免許更新制度の改善に係る検討会議）における提言を踏まえ、以下のとおり免許状更新講習の枠組み及び内容について改正が行われました。

#### （1）選択必修領域の導入について

これまで必修領域（12時間）及び選択領域（18時間）だった枠組みを、必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）及び選択領域（18時間）とし、現下の教育課題を適切に選択して学べるようになりました。

#### 【更新講習修了確認に必要な受講内容】

（改正前）		（改正後）
必修領域（12時間）		必修領域（6時間）
		<u>選択必修領域（6時間）</u> <新設>
選択領域（18時間）		選択領域（18時間）

#### （2）各領域の内容の見直しについて

##### 必修領域（改正後）：

国の教育政策や世界の教育の動向、教員としての子ども観、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、子どもの生活の変化を踏まえた課題

##### 選択必修領域（改正後）：

学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）、進路指導及びキャリア教育、学校、家庭並びに地域の連携及び協働、道徳教育、英語教育、国際理解及び異文化理解教育、教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）、その他文部科学大臣が必要と認める内容

##### 選択領域：

幼児・児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

2. 所定の受講期間（手続期間）の内に、免許管理者（香川県教育委員会）に対して更新講習の修了確認を申請します。→ 申請手続についてを参照。